

電波法施行規則等の一部を改正する省令の概要

(学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)を受けた制度整備)

1 背景

平成29年5月31日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律」により、新たに専門職大学及び専門職短期大学が創設され、専門職大学の前期課程を修了した者には、文部科学大臣の定める学位(短期大学士相当)が授与されることとなった。

これを受けて総務省では、電波法施行規則等において、短期大学を卒業した者であることを要件としている事項に、専門職大学の前期課程を修了した者であることを含むよう同規則等の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 電波法施行規則

所轄する総合通信局長を定める権限の委任の規定において、従前の電波法第41条第2項第3号の無線通信工学に関する学科を修めて卒業した同号の学校の所在地に前期課程を修了した専門職大学の所在地を追加する。

(2) 無線従事者規則

無線従事者資格取得のための試験を受ける際の試験科目の一部免除の要件のうち、学校教育法による短期大学において無線通信工学に関する学科を修めて卒業した者に、同等の知識を有する「短期大学士(専門職)」が授与される専門職大学の前期課程を修了した者を追加する。

(3) 測定器等の較正に関する規則

指定較正機関の較正員の要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を追加する。

(4) その他規定の整備

3 施行期日

平成31年4月1日から施行。(その他規定の整備については、即日施行)